

# 労働とは？休憩とは？



## 働く時間と休む時間の定義と管理

**日時** 9月10日(火) 13:20~13:40 受付  
 \*名刺を受付にご提出お願いいたします。  
 13:40~14:40 セミナー  
 14:40~15:40 グループ・コンサルティング

**会場** 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室  
 (大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)  
 ●JR東西線「北新地駅」より徒歩1分  
 ●地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩2分  
 ●JR東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩4分



**定員** 30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。  
 \*途中退席はご遠慮いただいております。

**お申込み方法** セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。\*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

### セミナー概要

働き方改革が推進されている中、労働時間の管理は、労務管理の基本でもあり非常に重要な事項です。労働基準法第34条に規定されているように、6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を労働者に与えなければなりません。また、安全衛生管理の観点からも休憩時間は大切です。今回のセミナーでは、**職場での労働時間と休憩時間の定義や労務管理について社会保険労務士が具体的に解説**いたします。

13:40 ~ 14:40  
 セミナー

### 労働とは？休憩とは？ 「働く時間」と「休む時間」の定義と管理

**講師** 豊岡 正照 関西圏雇用労働相談センター相談員  
 特定社会保険労務士(トヨオカ社会保険労務士事務所)

**参加無料**

14:40 ~ 15:40

**グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

主催 関西圏雇用労働相談センター 協力 アデコ株式会社

**FAX**でのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	

\*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(9月10日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

関西圏国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局  
**TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195**  
 〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室  
**E-mail** info@kecc.jp **ホームページ** https://kecc.jp **KECC** **検索**  
**相談・お問合せ対応時間** 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから申込みもできます。

